

都城・北諸地域 循環型社会形成推進地域計画

都城市・三股町

平成28年12月作成

平成30年11月変更

令和元年11月変更

令和2年11月変更

令和3年12月変更

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 都城市、三股町
面積 763.38 km²
人口 189,349人 (平成28年10月1日現在)

(内 訳)

市町村名	都城市	三股町
面積 (km ²)	653.36	110.02
人口 (人) ※1	163,965	25,384

※1 出典：宮崎県の推計人口（宮崎県県民政策部統計調査課）

※都城市は平成18年1月1日に都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の1市4町の合併により現市域となっている。

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、宮崎県の南西部に位置し、東に鰐塚山系、北西に高千穂峰を仰ぎ、北及び東西の三方を山地に囲まれた広大な盆地を形成している。盆地内には、県下最大の河川である大淀川が貫流し、その流域には南九州でも有数の農業地帯が広がっている。また、この地域は昔から南九州の交通の要衝であり、都城市を中心として都市機能の集積が進み、都城市（以下「市」という。）、三股町（以下「町」という。）、鹿児島県志布志市及び曽於市を含めたまとまりのある広域生活圏を形成している。

本地域では、住民一人ひとりが実際の行動で4R（リフューズ[ごみとなる物を断る]・リデュース[排出抑制]・リユース[再使用]・リサイクル[再生利用]）を推進していくことが大切であり、4Rの中でもごみになるようなものは買わない、使わない、断るという「リフューズ」の意識を高めていくことが特に重要となる。この4R運動を通じて、本地域における循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理を行うことをごみ処理の基本方針としている。

さらに、廃棄物の排出抑制、再生利用等によるごみの減量化の促進に向け、住民、排出事業者及び行政がそれぞれ適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行い、ごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を自主的に推進するようなシステムの構築を進めるものとする。また、排出者責任制度の必要性と住民に対する適切な情報提供を行い、三者が一体となって循環型社会を構築するために次の項目を目標とする。

- 住民、排出事業者、行政等がそれぞれの役割を確立し、それぞれが主体となって廃棄物の減量化・資源化に取り組む。
- 住民、排出事業者、行政が互いに協力しあえる体制づくりを目指す。
- 住民へのごみ減量化への啓発を積極的に行っていく。
- 住民によるリサイクル活動の場所を提供する。
- 既存最終処分場の残余容量が減少しているため新たな管理型最終処分場を整備する。

また、生活排水処理は、平成5年度から生活排水対策重点地域を中心に、生活排水対策実践活動を実施している。現在、生活排水対策重点地域のほとんどが下水道認可区域内にあり、下水道整備中である。しかし、依然として一般家庭から排出される生活雑排水等に起因する水質汚濁がみられることから、下水道認可区域外においては合併処理浄化槽の整備を進めるものとする。

(4) 広域化の検討状況

宮崎県では、広域処理体制の整備に向けて、県内を7ブロックに分け、平成34年度を達成年度として、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を進めている。

本地域は、都城・北諸ブロックに位置づけられている。本ブロックにおける現有施設は、ごみ焼却施設が1施設、リサイクルプラザが1施設、最終処分場が3施設であり、今後も継続して施設の適正管理を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

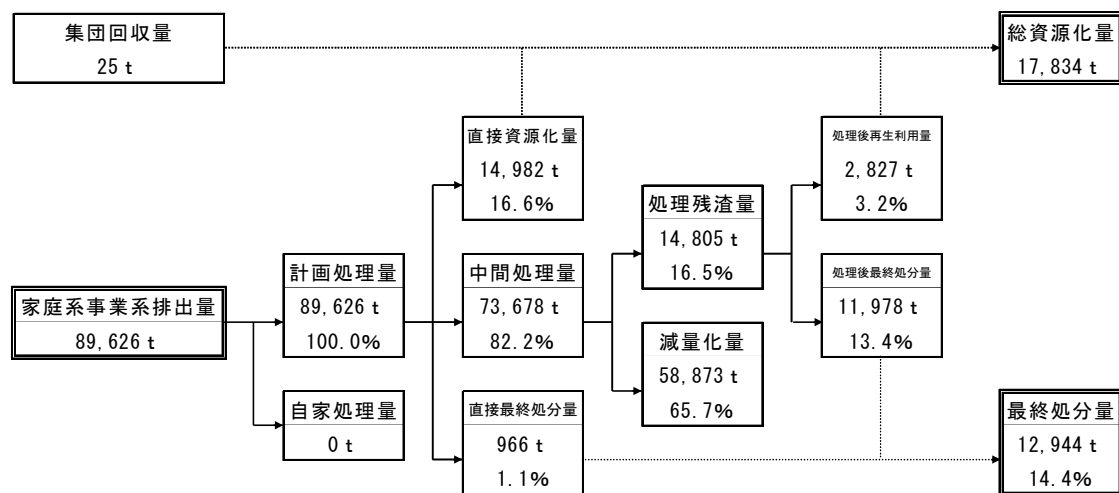
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1に示すとおりである。

~~総排出量は、集団回収量も含め89,651tであり、再生利用される「総資源化量」は17,834t、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)／ごみの総処理量＋集団回収量）は19.9%である。~~

~~中間処理による減量化量は58,873tであり、集団回収量を除いた排出量の65.7%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の14.4%に当たる12,944tが埋め立てられている。~~

なお、~~中間処理量のうち、焼却量は67,041tである。~~ごみ焼却施設では焼却によって発生した蒸気で発電を行い、施設内の電力を賄うとともに余剰電力は売電を行っている。



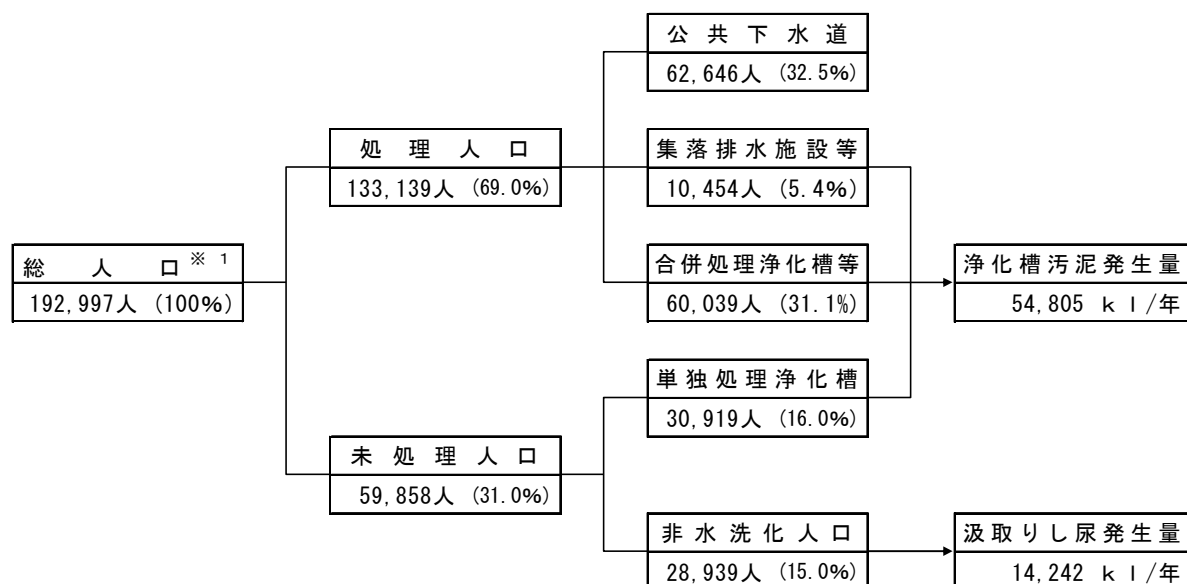
※1 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査速報値による。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー[平成27年度]

(2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。
~~生活排水処理人口は、全体で192,997人であり、水洗化人口は133,139人、汚水衛生処理率69.0%である。~~

~~し尿発生量は14,242kl/年、浄化槽汚泥発生量は54,805kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は69,047kl/年である。~~



※1 総人口は平成27年度末現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口であり、P.1に示した人口とは異なる。

図2 生活排水の処理状況フロー [平成27年度]

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1に示すとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (平成27年度)	目 標 (割合※ ¹) (令和6年度) (令和5年度)
排出量	事業系 総排出量	38,435 t	25,968 t (-32.4%) 35,943 t (-6.5%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	3.3 t/事業所	2.9 t/事業所 (-12.1%) 3.1 t/事業所 (-6.1%)
	家庭系 総排出量	51,191 t	48,841 t (-4.6%) 47,864 t (-6.5%)
	1人当たりの排出量※ ³	238 kg/人	266 kg/人 (11.8%) 235 kg/人 (-1.3%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	89,626 t	74,809 t (-16.5%) 83,807 t (-6.5%)
再生利用量	直接資源化量	14,982 t (16.7%)	10,542 t (14.1%) 11,532 t (13.8%)
	総資源化量	17,834 t (19.9%)	13,424 t (17.9%) 14,560 t (17.3%)
エネルギー回収量	年間の発電電力量及び熱利用量	32,401 MWh	31,663 MWh
		116,644 GJ	30,328 MWh 113,987 GJ 109,180 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	12,944 t (14.4%)	10,231 t (13.7%) 12,215 t (14.6%)

※1 排出量は平成27年度実績に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

表1補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (平成27年度)	目 標 (割合) (令和6年度)
都城市	事業系 総排出量	36,740 t	24,451 t (-33.4%)
	1事業所当たりの排出量	3.5 t/事業所	2.3 t/事業所 (-34.2%)
	家庭系 総排出量	43,991 t	42,163 t (-4.2%)
	1人当たりの排出量	237 kg/人	242 kg/人 (2.3%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	80,731 t	66,614 t (-17.5%)
	直接資源化量	14,490 t (17.9%)	10,085 t (15.1%)
	総資源化量	16,728 t (20.7%)	12,418 t (18.6%)
三股町	埋立最終処分量	11,729 t (14.5%)	9,152 t (13.7%)
	事業系 総排出量	1,695 t	1,517 t (-10.5%)
	1事業所当たりの排出量	1.9 t/事業所	1.7 t/事業所 (-11.1%)
	家庭系 総排出量	7,200 t	6,678 t (-7.3%)
	1人当たりの排出量	245 kg/人	240 kg/人 (-2.0%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	8,895 t	8,195 t (-7.9%)
	直接資源化量	492 t (5.5%)	457 t (5.6%)
	総資源化量	1,106 t (12.4%)	1,006 t (12.3%)
	埋立最終処分量	1,215 t (13.7%)	1,079 t (13.2%)

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

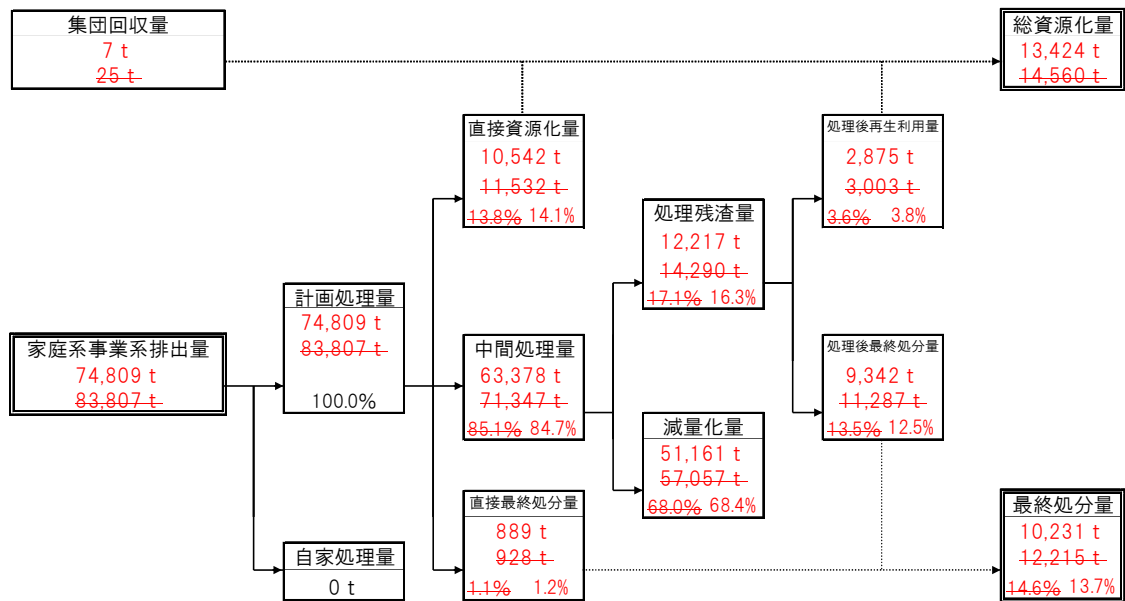


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー〔令和5年度〕

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げるとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成27年度実績		令和5年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	62,646人	(32.5%)	72,027人	(39.5%)
	農業集落排水施設等	10,454人	(5.4%)	10,768人	(5.9%)
	合併処理浄化槽等	60,039人	(31.1%)	64,575人	(35.4%)
	未処理人口	59,858人	(31.0%)	34,968人	(19.2%)
	合計	192,997人	※1	182,338人	(17.2%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	14,242kl		8,541kl	
	浄化槽汚泥量	54,805kl		56,064kl	
	合計	69,047kl		71,942kl	

※1 処理形態別人口合計は平成27年度末現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口であり、P.1に示した人口とは異なる。

表 3. 1 生活排水処理に関する現状と目標（内訳）

平成27年度実績値		都城市	三股町	合計
処理形態別人口	公共下水道	57,659 人	4,987 人	62,646 人
	農業集落排水施設等	9,070 人	1,384 人	10,454 人
	合併浄化槽等	48,340 人	11,699 人	60,039 人
	未処理人口	52,017 人	7,841 人	59,858 人
	合計	167,086 人	25,911 人	192,997 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	12,375 kl	1,867 kl	14,242 kl
	浄化槽汚泥量	46,411 kl	8,394 kl	54,805 kl
	合計	58,786 kl	10,261 kl	69,047 kl

表 3. 2 生活排水処理に関する現状と目標（内訳）

令和5年度目標値		都城市	三股町	合計
処理形態別人口	公共下水道	63,593 人	8,434 人	72,027 人
	農業集落排水施設等	9,622 人	1,146 人	10,768 人
	合併浄化槽等	54,786 人	9,789 人	64,575 人
	未処理人口	30,150 人	4,818 人	34,968 人
	合計	158,151 人	24,187 人	182,338 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	7,191 kl	1,350 kl	8,541 kl
	浄化槽汚泥量	48,253 kl	7,811 kl	56,064 kl
	合計	55,444 kl	9,161 kl	64,605 kl

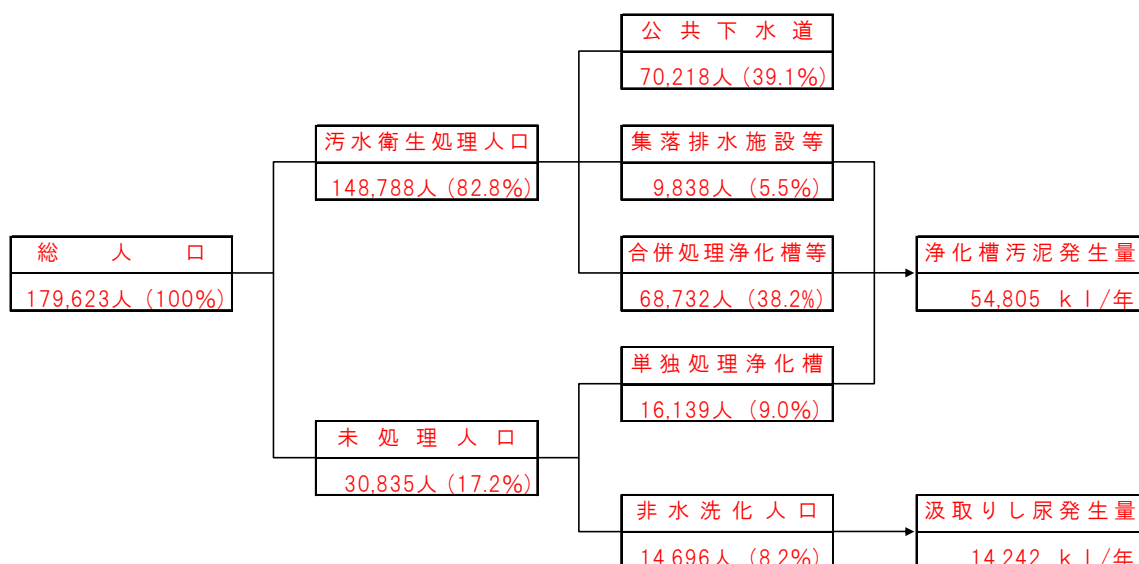


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー [令和6年度]

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

本地域における4 R運動の浸透と定着を促すため、広報・啓発活動の強化に努めるとともに、情報の把握に基づきごみの減量及び再利用、廃棄物の適正処理に関する施策を講じていく。

また、住民や排出事業者との一層の連携を図り、地域の目標とする循環型社会の構築、快適な生活環境の保全に努める。

ア 住民への情報提供、普及啓発の推進

廃棄物の処理に関する情報提供を行い、4 R運動の普及に関する活動を推進するため、広報紙への掲載、パンフレットやポスターの配布を行う。

また、都城市リサイクルプラザをリサイクル活動の拠点として利活用を図り、リサイクル体験講座・体験学習、施設見学、イベントを実施し、地域における4 R運動の普及啓発を実践していく。

その一環として、毎年10月に市民を実行委員とした環境まつりを実施しており、子供から大人まで多くの市民が参加することで、一人でも多くの人がごみ問題を身近なものとして取り組めるような働きかけを行っている。

イ 資源回収等の推進

資源回収に関する住民活動としては、地域のリサイクル事業がある。この取組に対し、市で助成金の交付を行っている。

今後も助成金を継続することにより、住民による積極的な資源化、分別の推進を図る。

ウ ごみの有料化

国が定めるごみ減量化の基本方針では、「一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と位置づけられている。宮崎県は、循環型社会推進計画でごみ処理手数料の有料化等、経済的手法の導入について、情報提供を行うことを明示している。

本地域においては、循環型社会を構築していく上では、住民一人ひとりがごみ問題を自らの問題としてとらえ、それぞれが役割を果たすことが重要であり、ごみの排出者として排出抑制や循環利用に努める必要がある。

また、ごみについては、その処理が全て税金で賄われており、ごみの排出量に応じた負担となっていないため、ごみの減量・リサイクルに熱心に取り組んでいる人にとって不公平な面がある。

住民及び事業者がごみの排出者としての役割を果たすとともに、負担の公平性を確保し、住民一人ひとりが排出抑制・循環利用の行動を起すきっかけをつくるために、ごみの有料化が有効な手段であり、平成19年3月からごみ処理手数料の適正化の検討を行い、平成20年10月1日より直接搬入されるごみの手数料を有料化した。現焼却施設に直接搬入されるごみの手数料は、生活系は1回につき50kgまでごとに232円、事業系は1回につき100kgまでごとに463円である。

なお、リサイクルプラザ及び最終処分場に直接搬入されるごみに対しては、現在も重量制で手数料の徴収を行っている。

エ 排出事業者及び処理業者への指導

排出事業者及び処理業者へ、事業系一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理の推進を図る。

また、事業者が自ら実施するごみ減量化、資源回収、店頭回収及び4 R運動等への取組を指導する。

オ ごみの排出抑制等と再生品等の購入・調達の促進

庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別排出の徹底はもちろんのこと、事務用品等においては、エコマーク、グリーンマーク及び再生紙使用マークのある製品等の環境に優しい物品の使用に努める。

カ 埋立量の削減

住民から直接搬入された段階での分別チェックの強化を行い、資源化できるものを選び出し、最終処分となる埋立ごみの削減を行う。

キ 環境教育

小学生の親子を対象にした「大淀川源流見学会」、小学校と連携し身近な河川の「水生生物調査」、環境学習出前講座や副読本などの学習資料の提供などの環境教育を行うと共に、学校遠足や地域団体等の施設見学を積極的に受け入れ、若年層からの意識高揚に努め、環境教育の充実を図る。

また、イベントである環境まつりなどにおいて、ごみ減量の啓発イベントを行うなど、市民団体との連携を深めながらマイバック運動の普及啓発、情報提供に努める。

ク 生活排水対策

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知徹底を図る必要がある。市では、平成5年度から毎年モデル地区を指定し、職員が出席して説明会を行い、家庭でできる生活排水対策の実践を市民にお願いしている。

台所等での実践活動項目としては、①廃食油の回収、②皿に付いた油汚れのふき取り、③野菜くず残飯等の回収、④米のとぎ汁の処理を植木へ利用、⑤洗濯洗剤の適正使用の5項目である。平成27年度には、394世帯を対象にアンケート調査を実施したところ、約46%の回収率で、約7割の人が実践したと回答しており、市民が生活排水対策に取り組む効果が発生している。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

収集回数等の収集体制が異なる現状にあることから、収集体制の均質化を図ることとする。容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別回収の徹底により、より一層の資源化を図る。また、再生利用が困難なごみについてはごみ焼却施設において、焼却による減容化を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、許可業者への委託もしくは直接搬入を認めている。今後は、排出事業者及び処理業者へ、事業系一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理の推進を図る。また、事業者が自ら実施するごみ減量化、資源回収、店頭回収及び4 R運動等への取組を指導し、事業系ごみの減量化・資源化の促進を図っていく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道による生活排水処理を基本とし、その計画的整備と接続の推進に努めるとともに、公共下水道の整備を行う予定がない区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進する。

現在、地域内で収集されるし尿及び浄化槽汚泥については、各自治体が所管するし尿処理施設で処理を行っている。

今後、都城市においては、老朽化が進行したし尿処理施設を汚泥再生処理センターとして整備し、し尿等の処理過程で発生する汚泥は、都城市クリーンセンター（焼却施設）の助燃剤として再生利用を図る。

~~エ 今後の処理体制の要点~~

~~○ 4Rの推進によるごみの減量、資源化の促進~~

~~○ 公共下水道の整備を行う予定がない区域の合併処理浄化槽による生活排水処理の促進~~

~~○ し尿処理施設を汚泥再生処理センターとして整備し、処理過程で発生する汚泥について、都城市クリーンセンターの助燃剤として再生利用~~

表3 都城市・三股町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	現状（平成27年度）				
	処理方法	処理施設等	都城市	三股町	計
燃やせるごみ	焼却	都城市 クリーンセンター	34,730	5,949	40,679
燃やせないごみ	破碎選別	都城市 リサイクルプラザ*	1,835	124	1,959
ペットボトル	選別圧縮梱包	都城市 リサイクルプラザ*	410	123	533
白色トレイ	選別梱包	都城市 リサイクルプラザ*	14	3	17
ダンボール	保管	資源物 回収業者への 引渡し	473	86	559
新聞紙、雑誌類			2,239	394	2,633
紙パック			38	5	43
びん類			989	194	1,183
缶類	選別圧縮	都城市 リサイクルプラザ*	311	55	366
粗大ごみ [可燃性]	破碎・焼却	都城市 クリーンセンター	1,520	99	1,619
粗大ごみ [不燃性]	破碎選別	都城市 リサイクルプラザ*	560	44	604
埋立ごみ [がれき類]	埋立処分	各市町が 保有する 最終処分場	828	67	895
埋立ごみ [金属類等]	埋立処分	各市町が 保有する 最終処分場	44	58	102

分別区分	今後（令和5年度）～（令和6年度）				
	処理方法	処理施設等	都城市	三股町	計
燃やせるごみ	焼却	都城市 クリーンセンター	34,118 32,362	5,504 5,567	39,622 37,929
燃やせないごみ	破碎選別	都城市 リサイクルプラザ*	1,749 1,703	146 114	1,895 1,817
ペットボトル	選別圧縮梱包	都城市 リサイクルプラザ*	411 395	115 115	526 510
白色トレイ	選別梱包	都城市 リサイクルプラザ*	9 17	4 3	13 20
ダンボール	保管	資源物 回収業者への 引渡し	435 454	88 80	523 534
新聞紙、雑誌類			1,658 2,143	301 367	1,959 2,510
紙パック			34 38	5 5	39 43
びん類			821 946	152 180	973 1,126
缶類	選別圧縮	都城市 リサイクルプラザ*	251 298	74 51	325 349
粗大ごみ [可燃性]	破碎・焼却	都城市 クリーンセンター	1,177 1,452	120 93	1,297 1,297
粗大ごみ [不燃性]	破碎選別	都城市 リサイクルプラザ*	694 534	58 41	752 575
埋立ごみ [がれき類]	埋立処分	各市町が 保有する 最終処分場	735 790	77 62	812 852
埋立ごみ [金属類等]	埋立処分	各市町が 保有する 最終処分場	70 70	34 54	104 124

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	最終処分場 都城市一般廃棄物 最終処分場	都城市一般廃棄物最 終処分場（第3期） 処分場建設事業	埋立容積163,000m ³ 埋立面積 21,700m ²	都城市上水流 町（市有地）	R2～ R4 R5 (R2～R5)
2	有機性廃棄物リサ イクル推進施設 都城市汚泥再生処 理センター	都城市汚泥再生処理 センター整備事業	200kl/日	都城市吉尾町 （市有地）	R2～R4 (R2～R4)

(整備理由)

事業番号1 既存施設の残余容量の減少

事業番号2 現有処理施設の老朽化による更新

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数（基） (平成27年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	都城市	12,572	2,435 2,103	5,600 4,836	H29～R5 H29～R4
	三股町	2,952	271 243	678 606	H29～R5 H29～R4

(4) 施設整備に係る計画支援事業

(3) の適正な最終処分のための施設整備に先立ち表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1 31	埋立処理施設建設事業に係る 計画支援事業 (事業番号1)に係る測量・地 質等調査事業	測量・地質調査 基本計画・基本設計 生活環境影響調査 実施設計 発注支援	H30～R2
2 32	都城市汚泥再生処理センター 整備に係る計画支援事業 (事業番号2)に係る環境影響 等調査事業	環境影響調査 発注仕様書作成	R1～R1

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

県と連携し監視指導体制の強化を図るとともに、排出事業者講習会を開催、新聞・テレビ等のマスメディアを活用して不法投棄の防止に対する啓発を行う。

また、保健所、市及び町で構成する都城北諸県地区 4 R 推進協議会で、不法投棄の防止を呼びかけるポスターを作成するなど啓発活動を継続していく。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

東日本大震災で得られた教訓や知見を踏まえ、大規模災害の発災に際して市が迅速かつ適正に災害廃棄物処理が行われ、市民の生活環境の改善と早期の復旧・復興に資することを目的とした「災害廃棄物処理計画」を平成 28 年度に策定予定である。

なお、平成 28 年 6 月の「都城市地域防災計画(修正)」、7 月の「都城市大規模災害時後方支援計画」との整合を図っていく。

町では地域防災計画内に災害時の廃棄物処理に関する事項を明記している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

市及び町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、宮崎県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

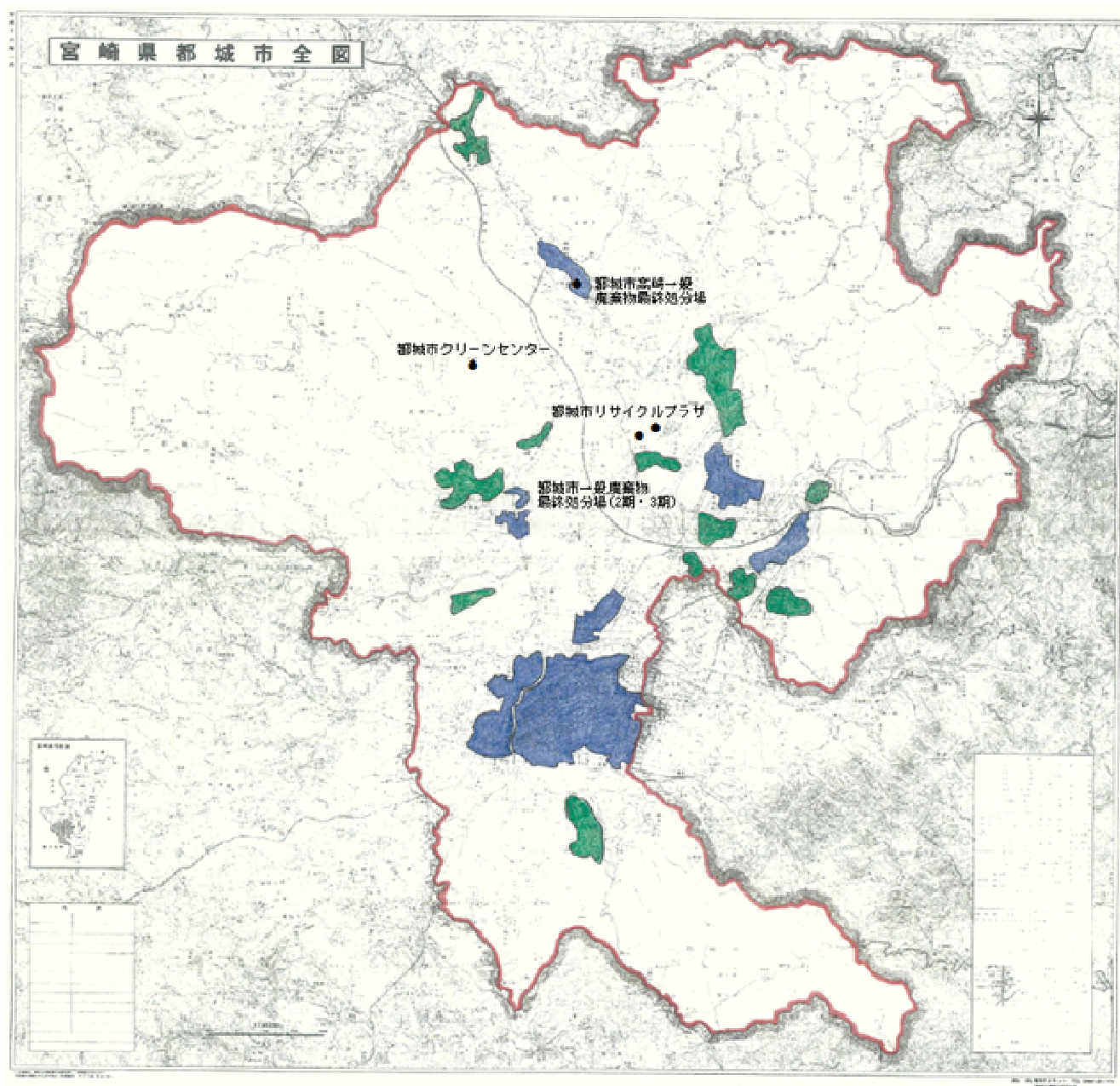
(2) 事後評価及び計画の見直し

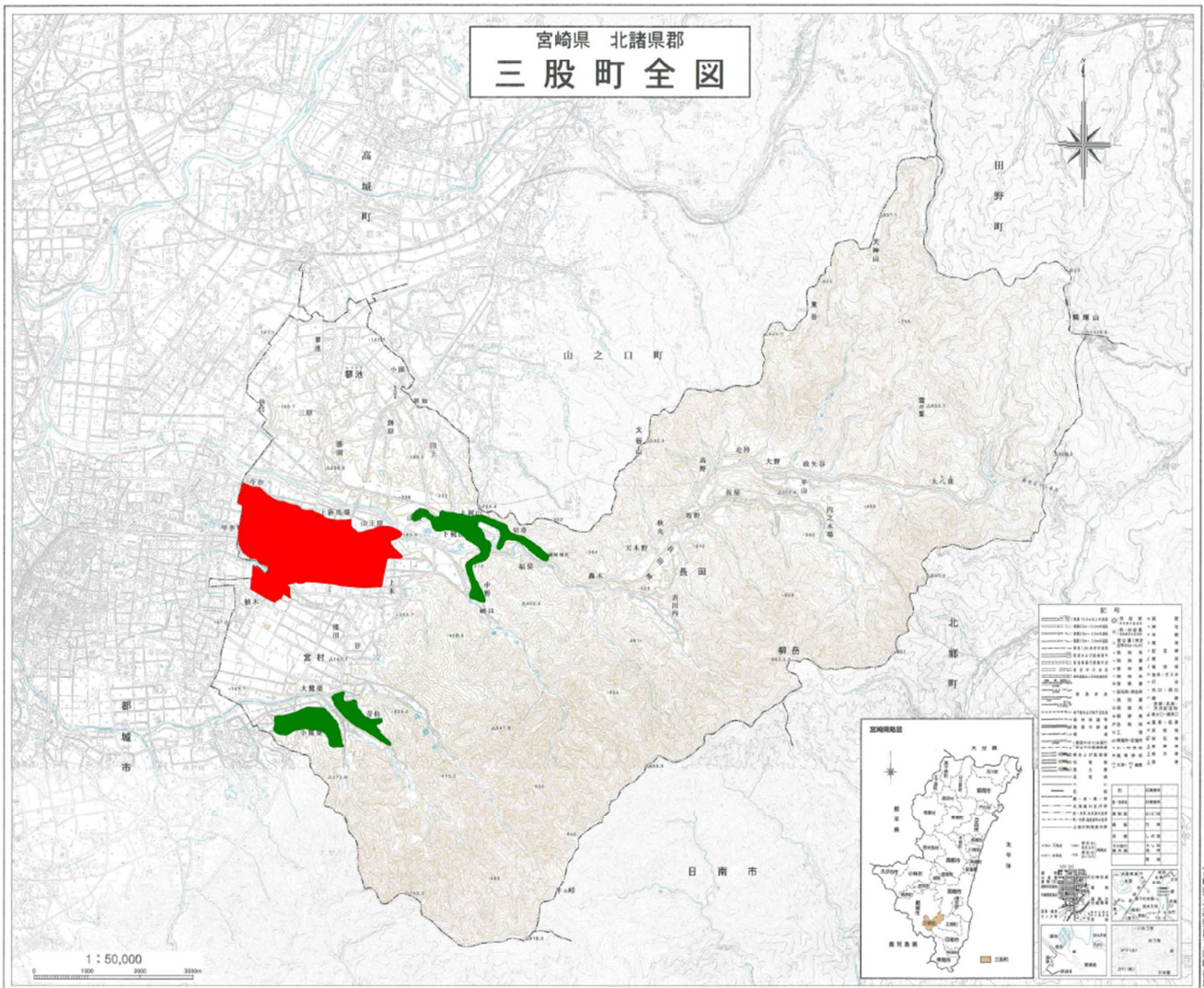
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(添付資料)





- 公共下水道事業認可区域
- 農業集落排水事業整備予定区域
- ※上記以外＝合併浄化槽補助対象地域

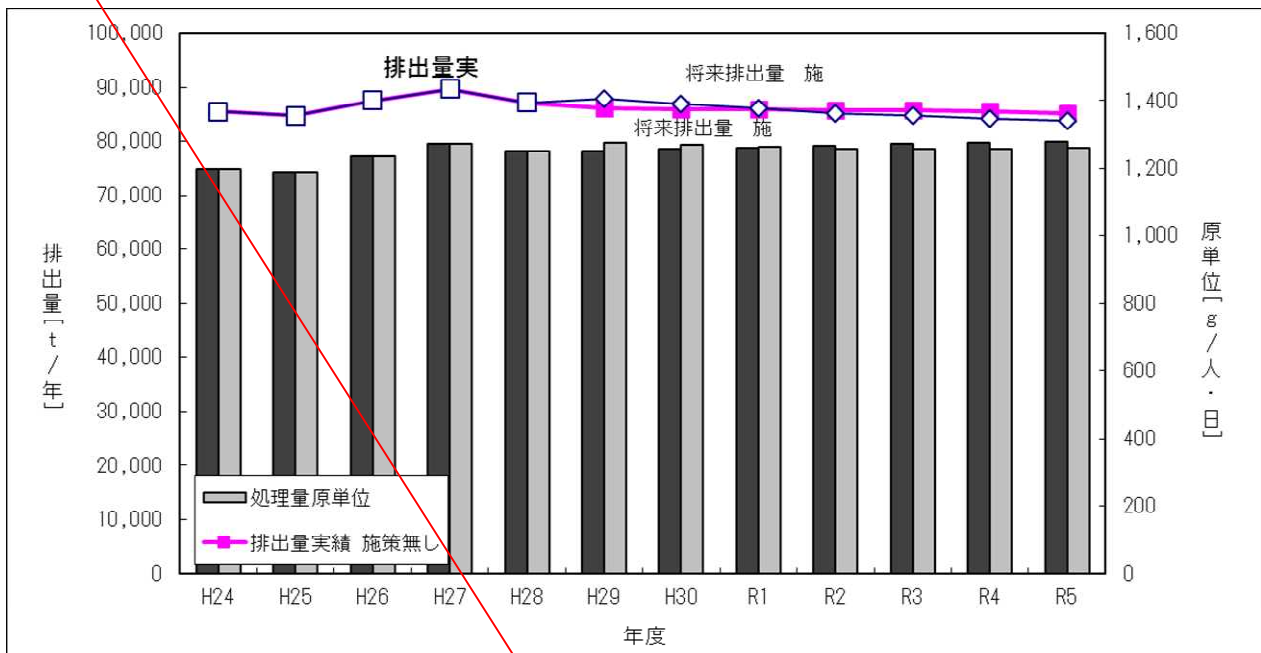


図4 排出量の現状と目標

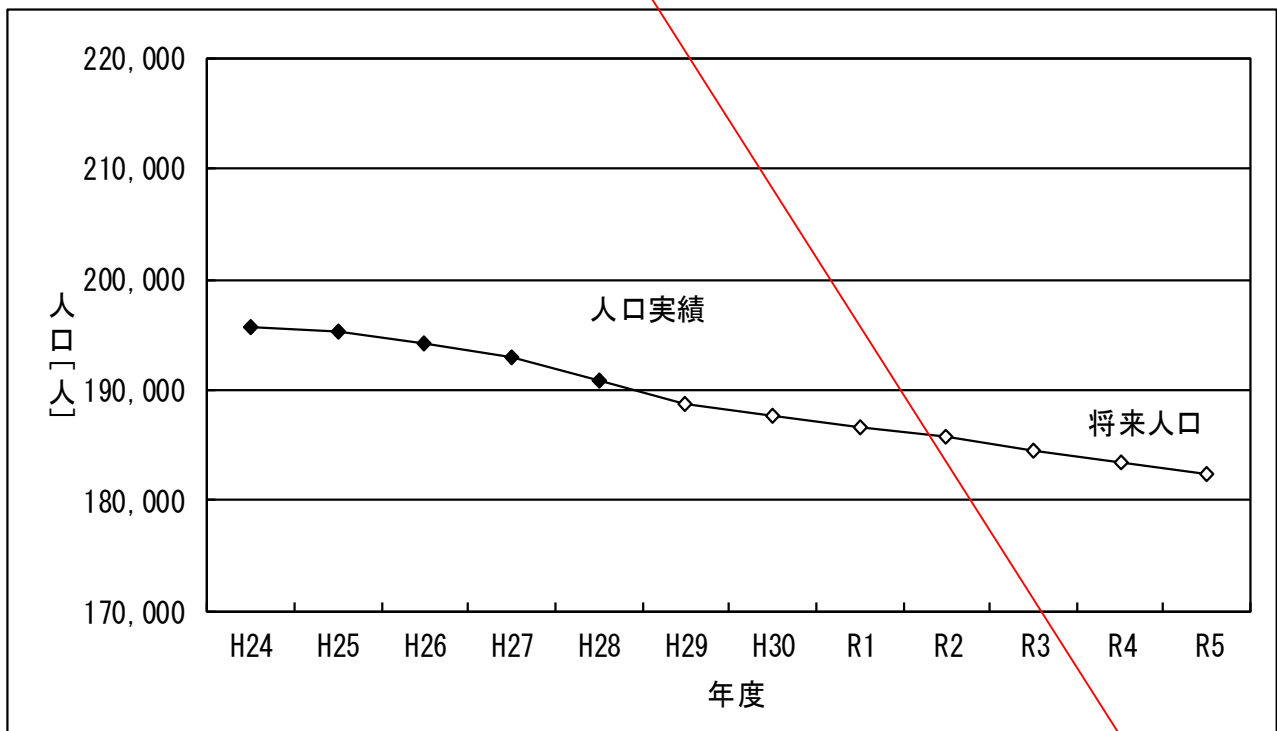


図5 人口の推移

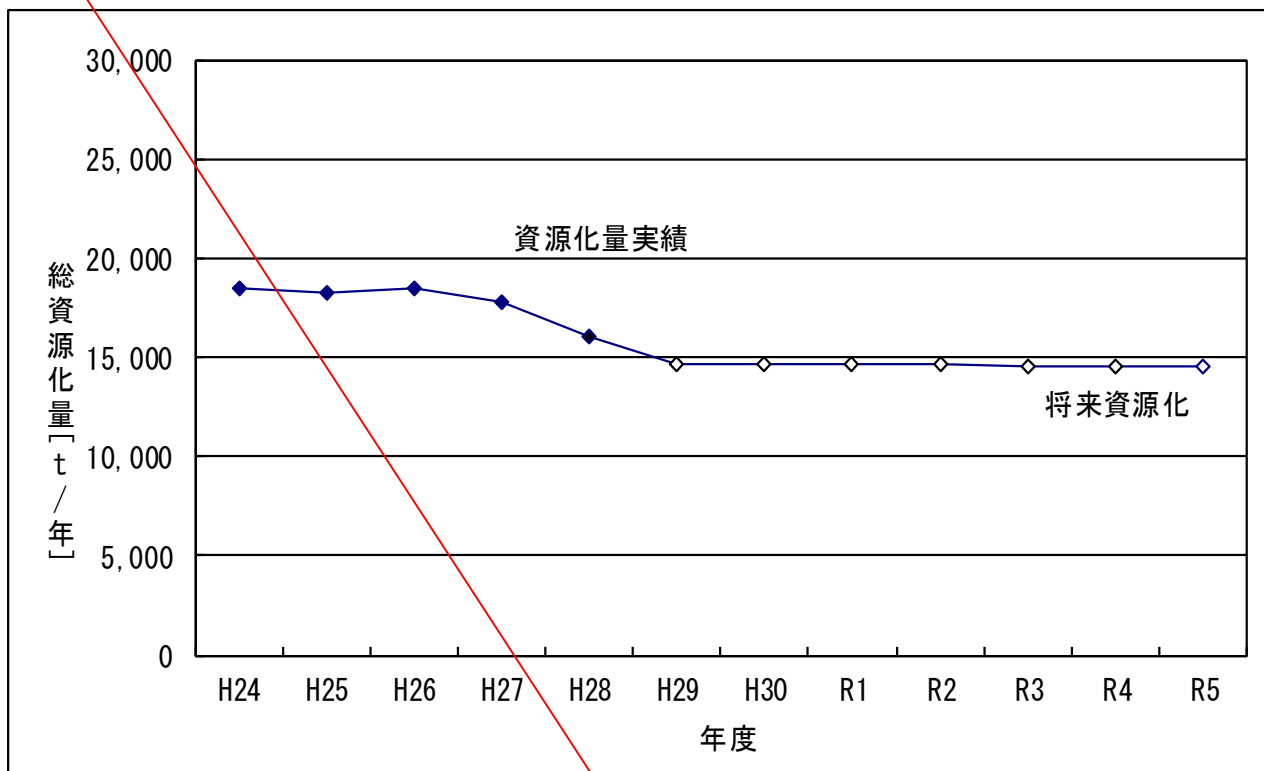


図6 総資源化量の推移

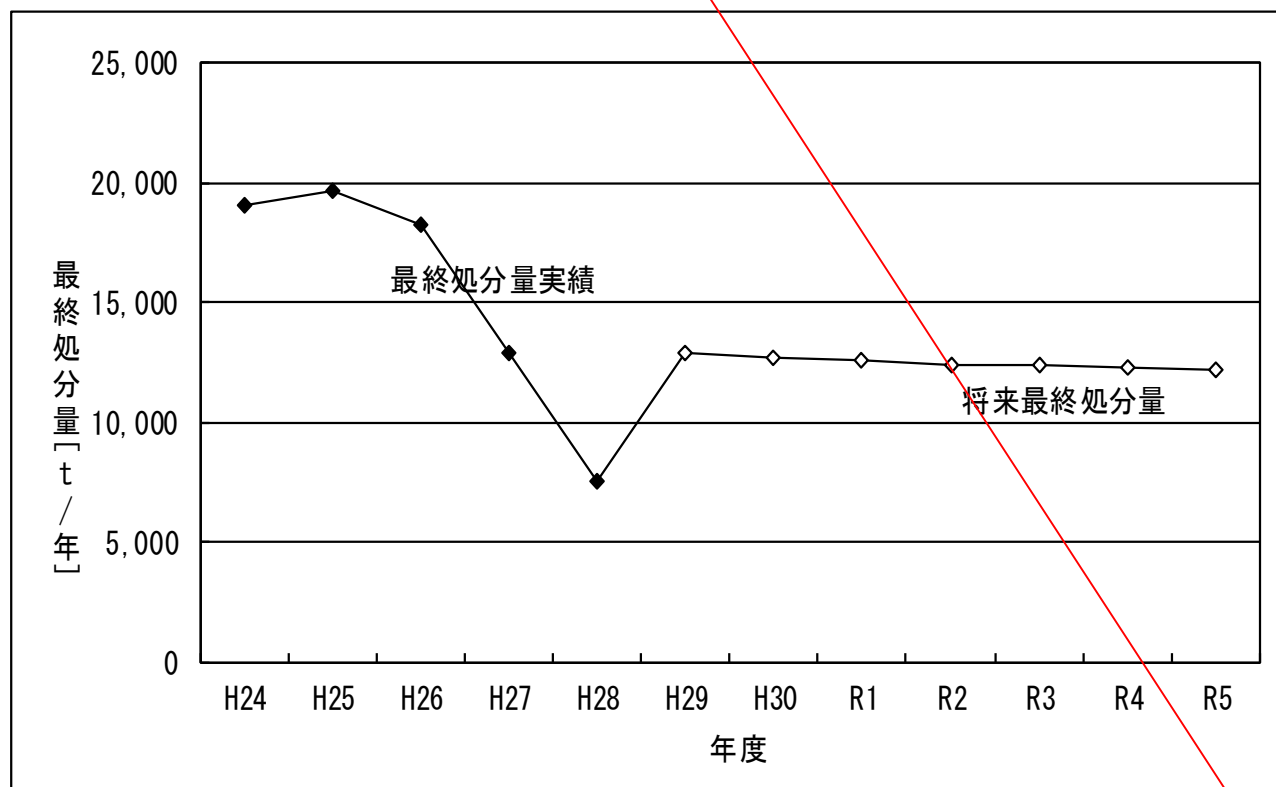


図7 最終処分量の推移

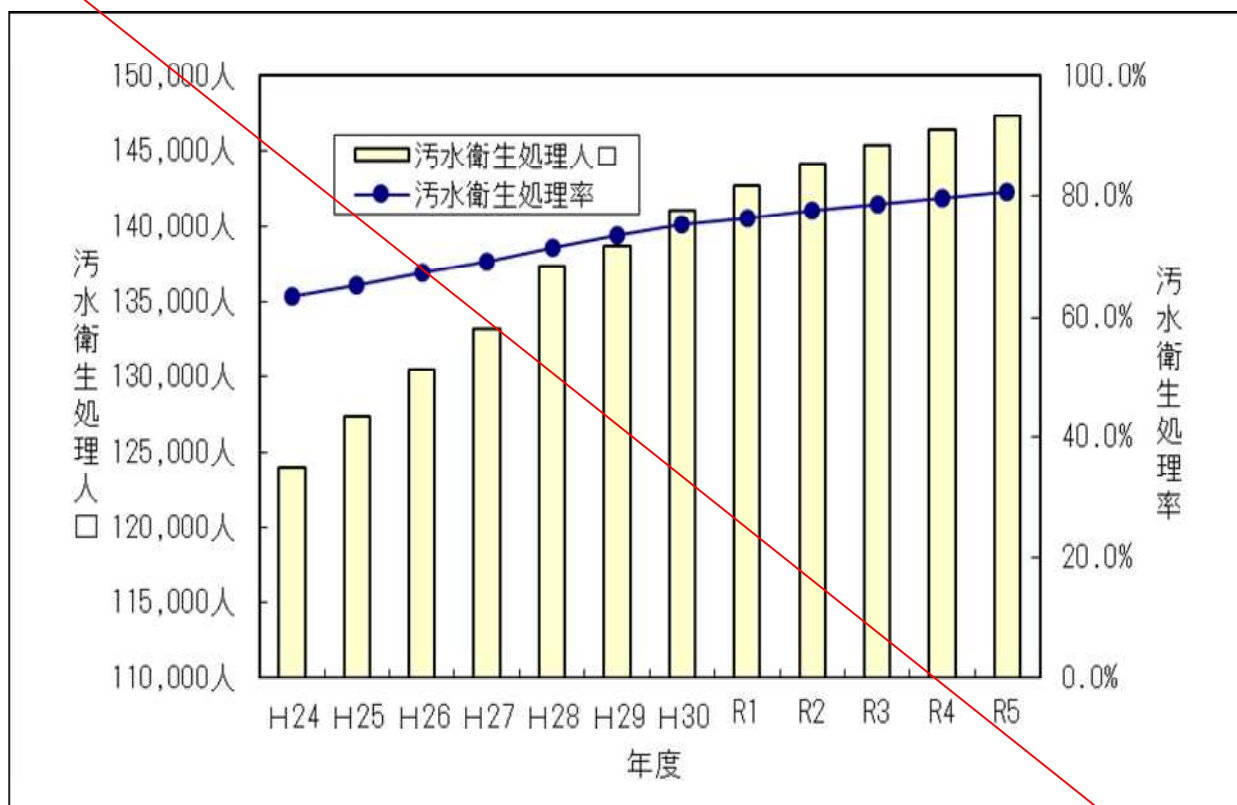
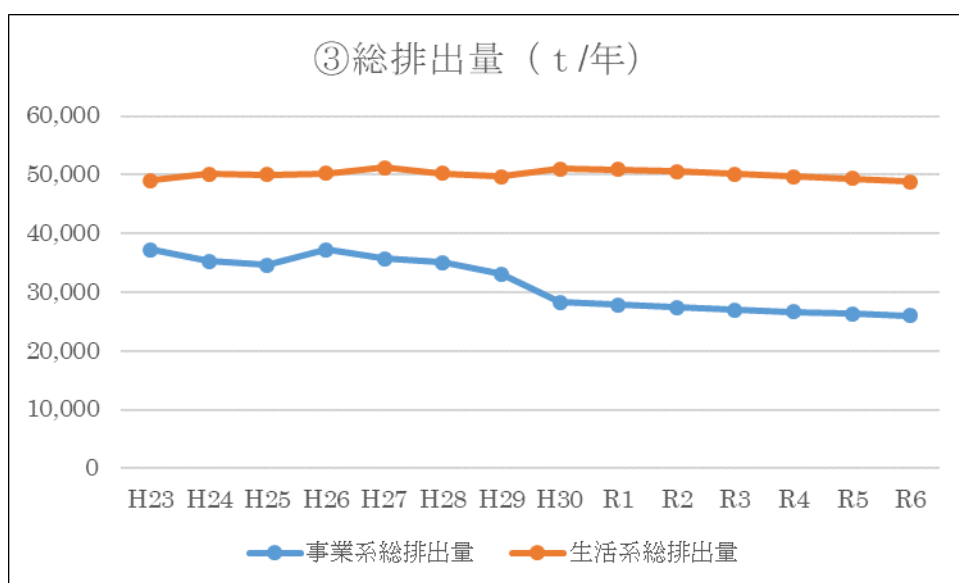
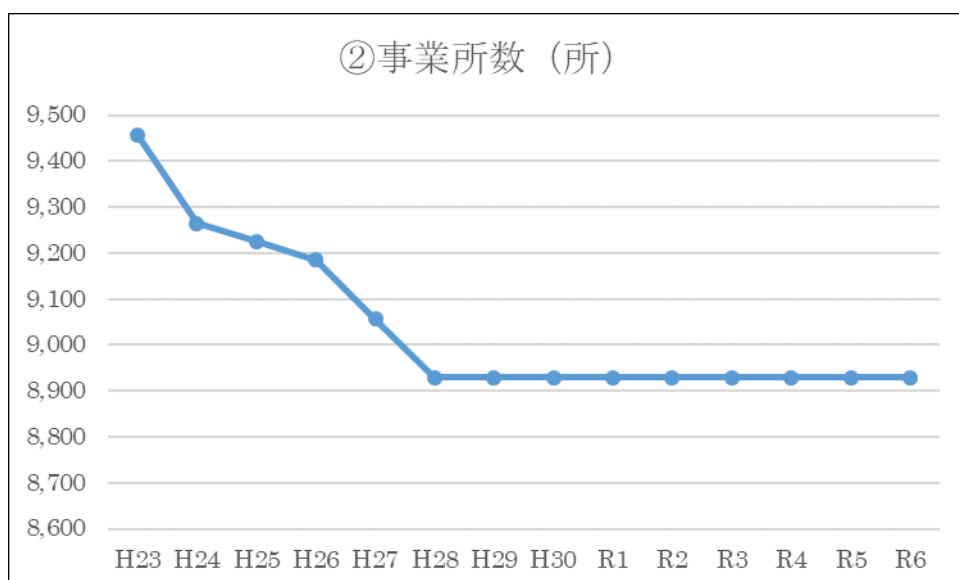
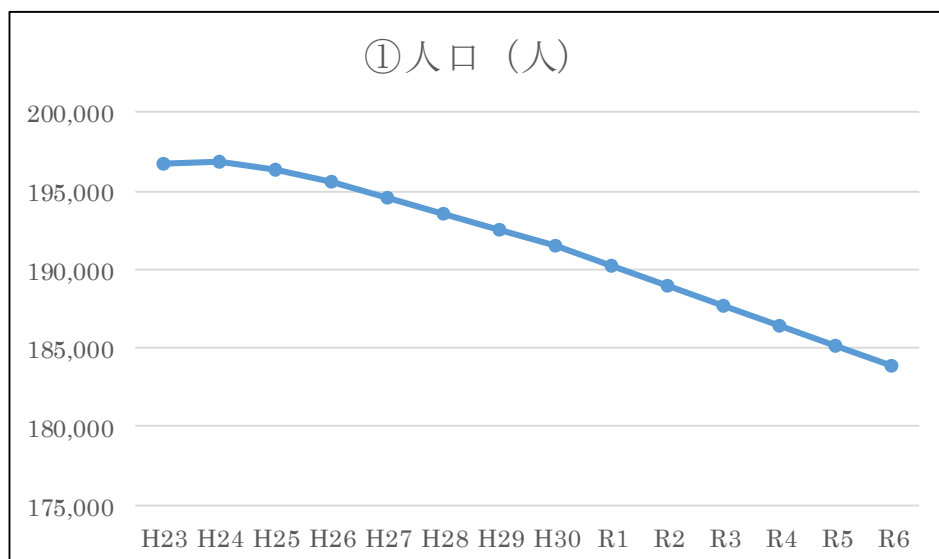
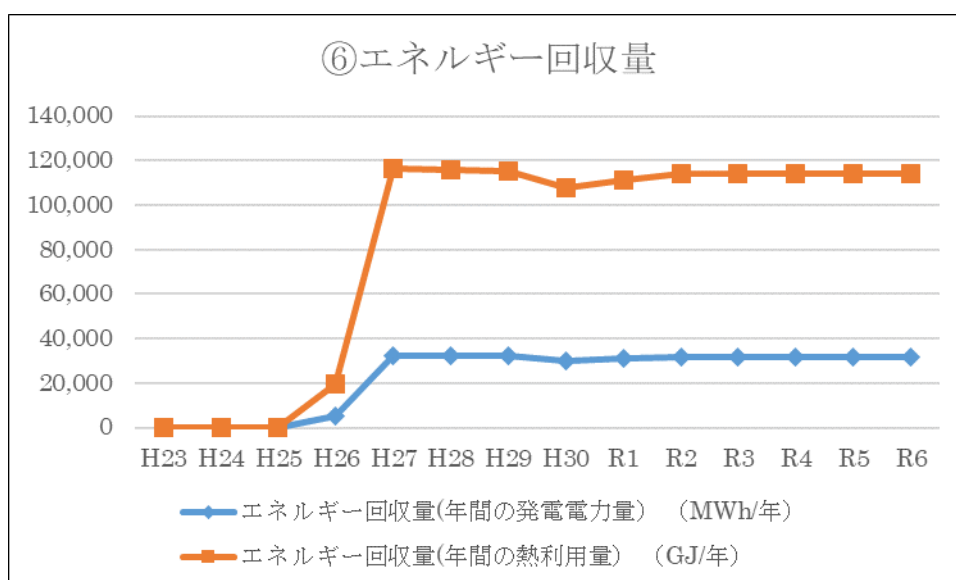
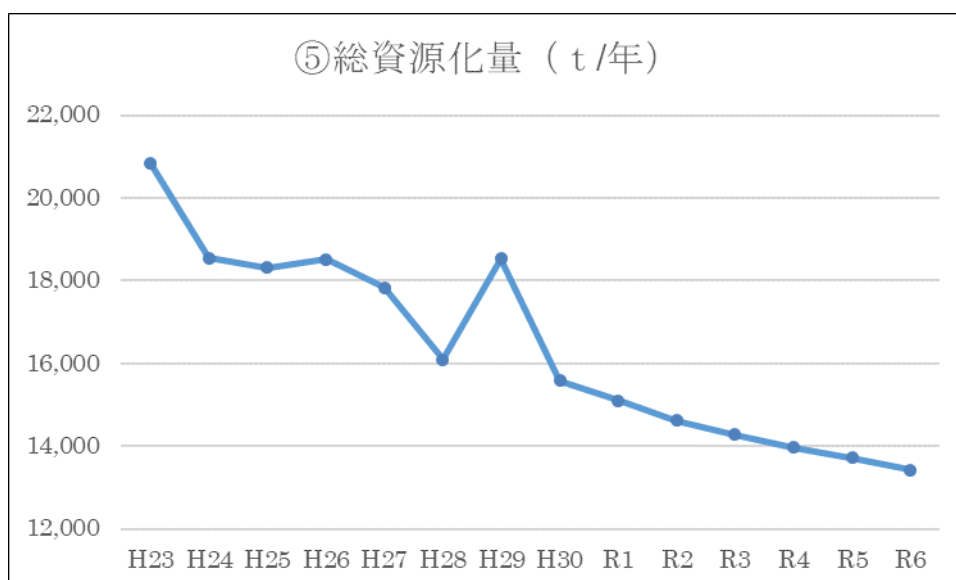
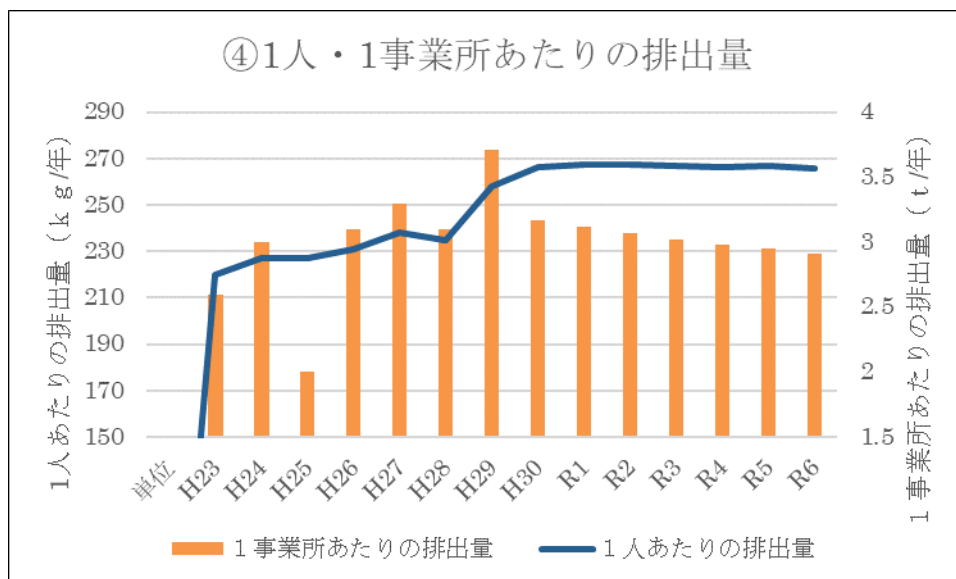
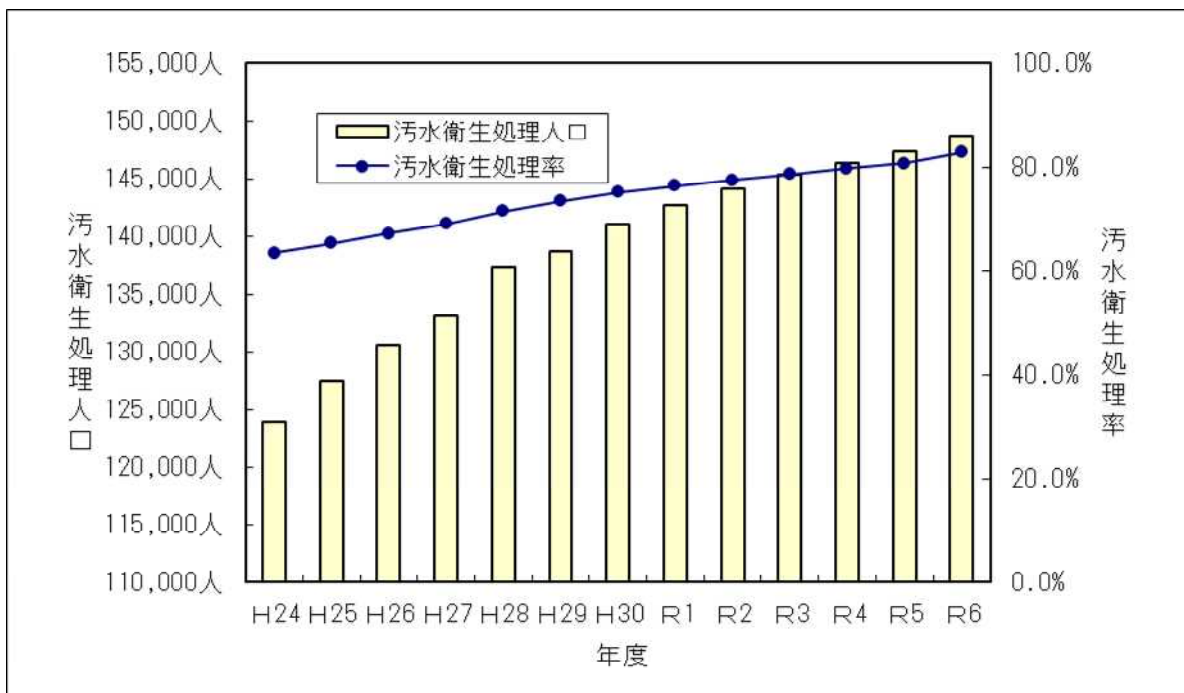
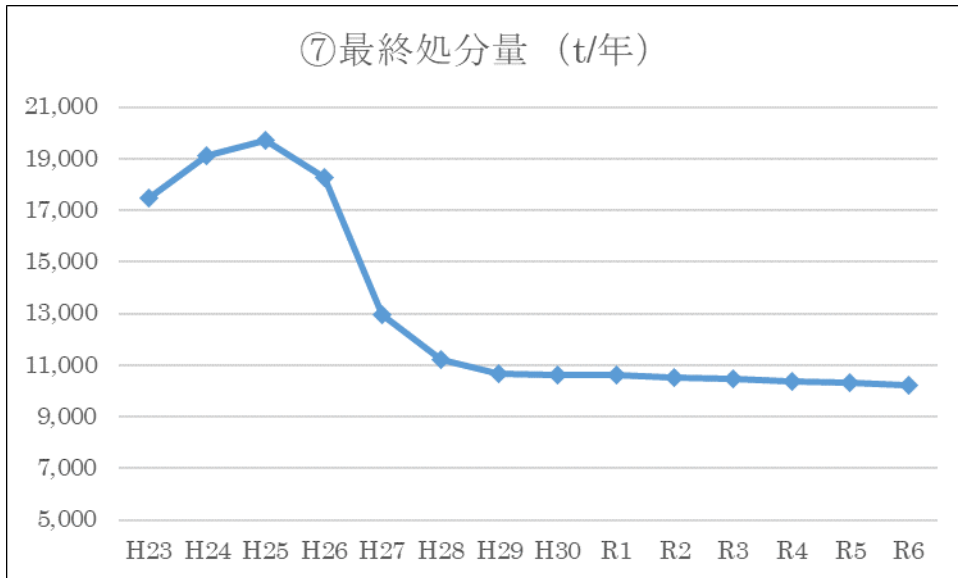


図8 汚水衛生処理の推移

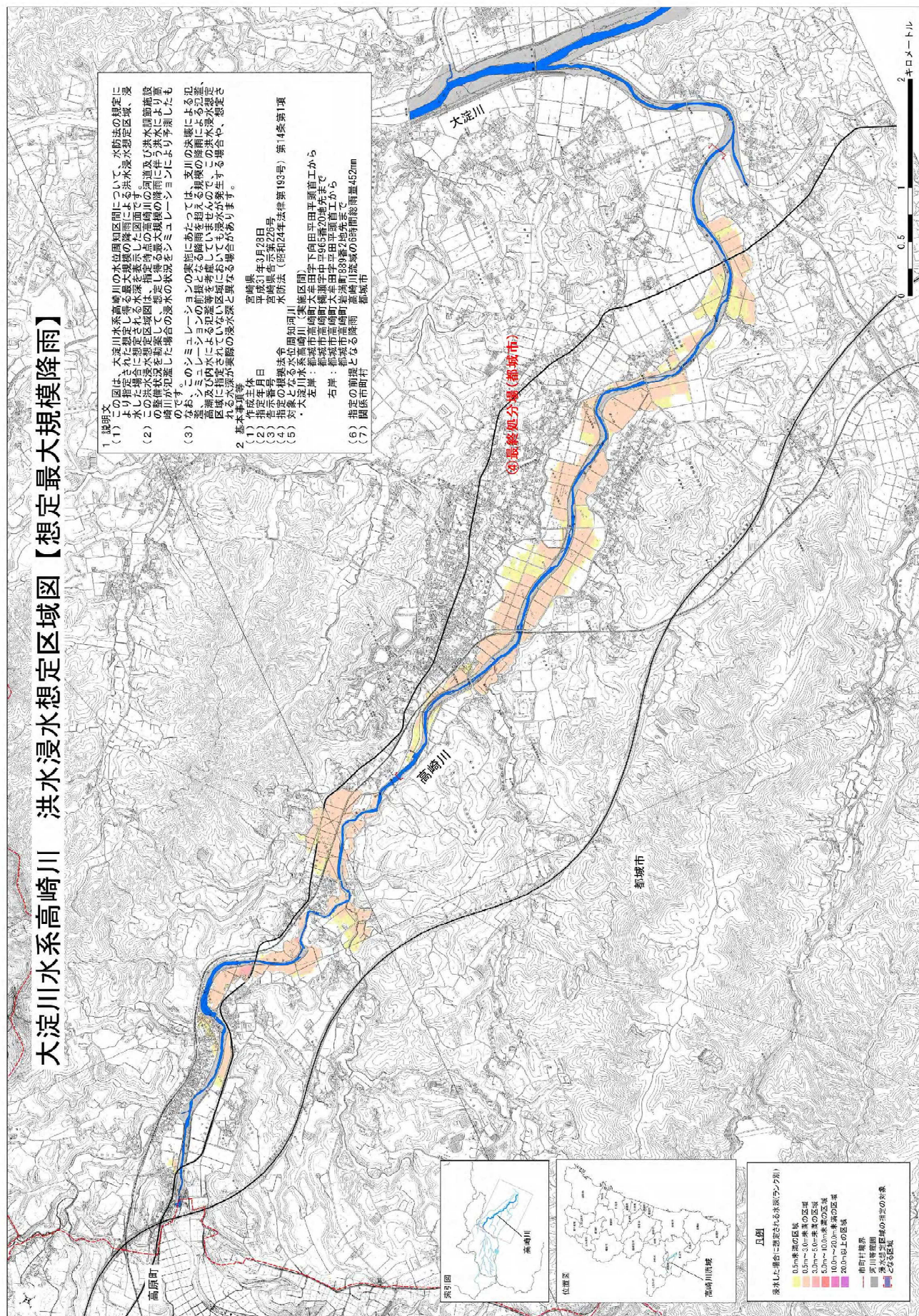






[illegible]

大淀川水系高崎川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模降雨】





大淀川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 〈大淀川、本庄川、深年川、綾北川〉

上流部

- 1 説明文
- (1) この図は、大淀川水系大淀川、本庄川、深年川、綾北川の洪水予報区域および水位超過区域について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- ※注 国管轄区域以外については、治水・越水のみを考慮しています。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
- (2) 指定年月日 平成28年8月30日
- (3) 告示番号 国土交通省九州地方整備局告示第120号
- (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和44年法律第130号）第14条第1項
- (5) 対象となる洪水予報河川および水位通知河川
- ・大淀川水系大淀川上流部（栗地区間）
左岸：宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1294番の2の乙地先から宮崎県都城市
右岸：宮崎県都城市大字五十町字瀬戸下小松4153番地先まで
 - ・大淀川水系本庄川（栗地区間）
左岸：宮崎県都城市大字五十町字四坪607番の1地先から大淀川への合流点まで
右岸：宮崎県都城市大字五十町字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで
 - ・大淀川水系深年川（栗地区間）
左岸：宮崎県都城市大字本庄字石原7759番地先から本庄川への合流点まで
右岸：宮崎県都城市大字北原字屋台3709番地先から本庄川への合流点まで
 - ・大淀川水系綾北川（栗地区間）
左岸：宮崎県都城市大字北原字屋台3709番地先から本庄川への合流点まで
右岸：宮崎県都城市大字北原字屋台1779番の3地先から本庄川への合流点まで

- (6) 指定の前提となる降雨 大淀川流域の24時間総雨量812mm

- (7) 関係市町村 宮崎市、都城市、国富町、綾町

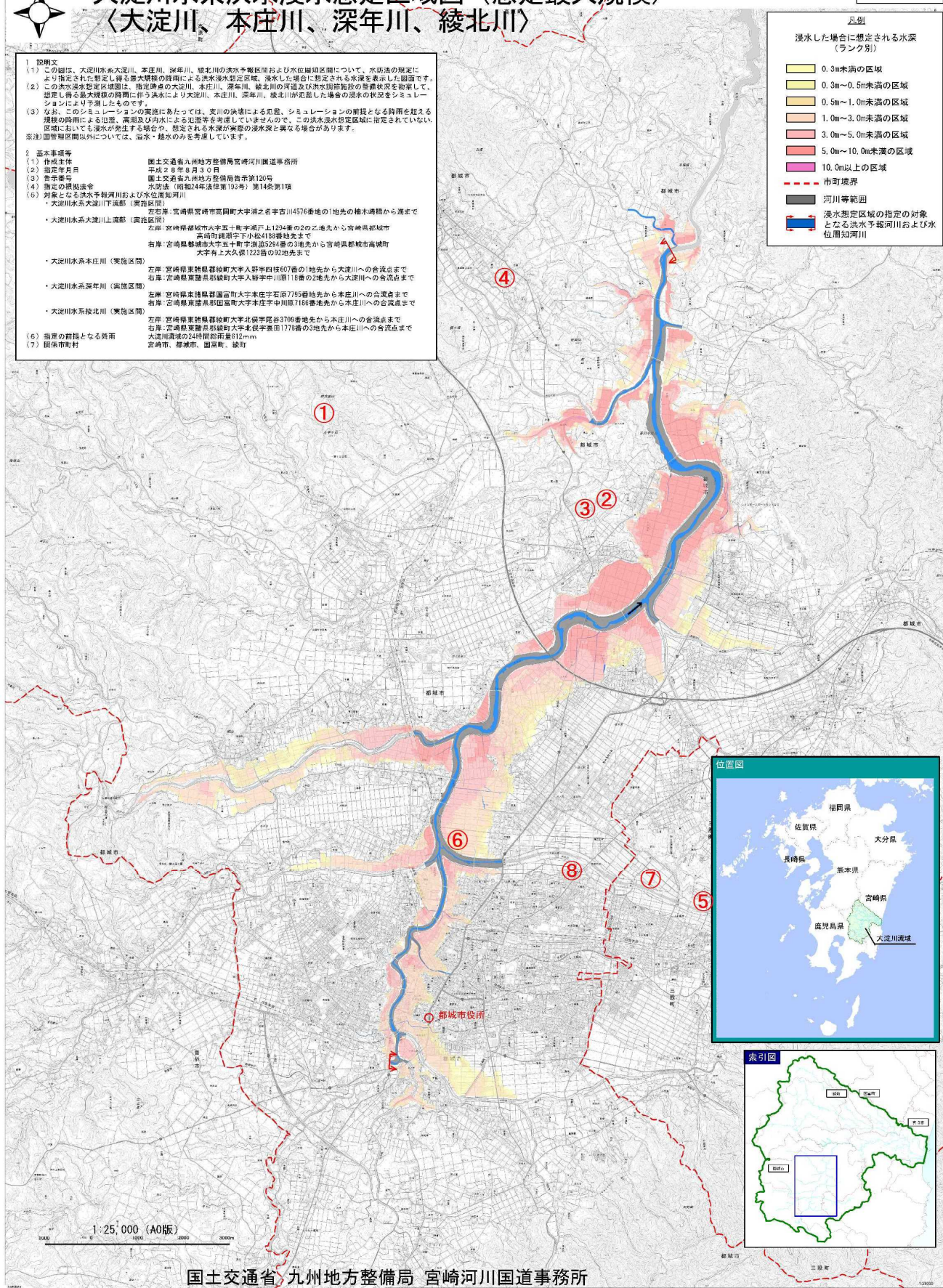
凡例

浸水した場合に想定される水深
（ランク別）

- 0.3m未満の区域
- 0.3m～0.5m未満の区域
- 0.5m～1.0m未満の区域
- 1.0m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m以上の区域

--- 市町境界

河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川および水位通知河川



国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

「国土地理院の電子地形図25000『財部』『高野』『高千穂峰』『都城』『山王原』『庄内』『高城』『高崎新田』『有木』を掲載」

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	都城・北諸地域	(2) 地域内人口	189,349人	(3) 地域面積	763.38km ²
(4) 構成市町村等名	都城市、三股町	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 設立(予定)年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目 標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和6年度 令和5年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	37,292	35,336	34,646	37,203	38,435	36,835	25,968(H27比 -32.4%) 35,943(H27比 -6.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.6	3.0	2.8	3.1	3.3	3.1	2.9(H27比 -12.1%) 3.1(H27比 -6.0%)
	生活系 総排出量(トン)	49,091	50,106	50,036	50,290	51,191	50,227	48,841(H27比 -4.6%) 47,864(H27比 -6.5%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	220	227	227	231	238	235	266(H27比 11.8%) 235(H27比 -1.3%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	86,383	85,442	84,682	87,493	89,626	87,062	74,809(H27比 -16.5%) 83,807(H27比 -6.5%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	17,925 (20.8%)	15,681 (18.4%)	15,301 (18.1%)	15,643 (17.9%)	14,982 (16.6%)	14,344 (16.4%)	10,542 (14.1%) 11,532 (13.8%)
	総資源化量(トン)	20,825 (24.1%)	18,555 (21.7%)	18,313 (21.6%)	18,523 (21.1%)	17,834 (20.0%)	16,089 (18.5%)	13,424 (17.9%) 14,560 (17.4%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	5,430	32,401	32,207	31,663 30,328
	(年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	19,548	116,644	115,945	113,987
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	17,480 (20.2%)	19,107 (22.4%)	19,692 (23.3%)	18,265 (20.9%)	12,944 (14.4%)	7,533 (8.7%)	10,231 (13.7%) 12,215 (14.6%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	都城市クリーンセンター	都城市	全連続燃焼式 ストーカ炉	230t/日	H27.3	未定		想定される浸水深はなし	
リサイクル施設	都城市リサイクルプラザ	都城市	破碎・選別・圧縮 ・梱包処理	76t/日	H17.4	未定		想定される浸水深はなし	
最終処分場	都城市一般廃棄物 最終処分場第2期処分場	都城市	埋立処理施設	250m ³ /日	H25.10	R5.3容量到達予定		浸水深:0.5～3.0m 対策:施設出入口に土嚢等を準備している。施設の管理委託業者と連携し、施設の復旧を行う。	
最終処分場	都城市高崎一般廃棄物 最終処分場	都城市	埋立処理施設	24m ³ /日	H17.4	R2.6容量到達		想定される浸水深はなし	
最終処分場	三股町 一般廃棄物最終処分場	三股町	埋立処理施設	120m ³ /日	H9.4	R26.3容量到達予定		想定される浸水深はなし	
し尿処理施設	都城市 汚泥再生処理センター	都城市	高負荷窒素膜分 離	114KL/日	H6.4	未定		想定される浸水深はなし	
し尿処理施設	三股町衛生センター	三股町	標準脱窒素	110KL/日	S58.4	未定		想定される浸水深はなし	
焼却施設	清掃工場	都城市	全連続燃焼式 ストーカ炉	200t/日	S57.10	H27.2廃止	未定	想定される浸水深はなし	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
最終処分場	都城市一般廃棄物 最終処分場第3期処分場	都城市	埋立処理施設	200m ³ /日	R5.7 R5.3	現有施設容量到達	無		浸水深:0.5～3.0m 対策:施設の地盤高を2m嵩上げ。出入り口には、水の侵入を防ぐ止水板を設置。被災した場合でも早期復旧が可能となるよう電気室や事務室を2階に配置。	容積:163,000m ³ 面積:21,700m ²
し尿処理施設	都城市 汚泥再生処理センター	都城市	高負荷脱窒素処 理 +助燃剤化	200KL/日	R5.3	現有施設の老朽化	無		想定される浸水深はなし	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過 去 の 状 況 ・ 現 状						目 標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和6年度 令和5年度
総人口		196,460	195,624	195,207	194,214	192,997	192,179	179,623 182,338
公共下水道	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	57,100 29.1%	58,660 30.0%	60,035 30.8%	61,601 31.7%	62,646 32.5%	63,851 33.2%	70,218 72,027 39.1%39.5%
集落排水施設等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	10,191 5.2%	10,408 5.3%	10,461 5.4%	10,571 5.4%	10,454 5.4%	10,446 5.4%	9,838 10,768 5.5%5.9%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	52,099 26.5%	54,888 28.1%	56,926 29.2%	58,351 30.0%	60,039 31.1%	63,041 32.8%	68,732 64,575 38.2%35.4%
未処理人口	污水衛生未処理人口	77,070	71,668	67,785	63,691	59,858	54,841	30,835 34,968

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	都城市	12,572	28,915	H2.2	2,435 2,103	5,600 4,836	R6.3 R5.3	
浄化槽設置整備事業	三股町	2,952	11,699	H3.4	271 243	678 606	R6.3 R5.3	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模		事業期間 ※5		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備 考				
			単位	開始			終了		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
○最終処分に関する事業							3,357,958 4,014,658				264,938 271,692	1,629,631 1,628,938	1,463,389 2,114,028	0 -	2,738,377 4,008,448				259,485 265,482	1,361,928 1,628,938	1,116,964 2,114,028	0 -	令和5年度 は「0」で計 上		
最終処分場整備事業	1	都城市	163,000 21,700	m ² m ²	R2	R5 R4	3,357,958 4,014,658				264,938 271,692	1,629,631 1,628,938	1,463,389 2,114,028	0 -	2,738,377 4,008,448				259,485 265,482	1,361,928 1,628,938	1,116,964 2,114,028	0 -			
○し尿処理に関する事業							2,088,314				78,704	653,115	1,356,495	0	1,651,530				76,872	602,660	971,998	0			
汚泥再生処理センター整備事業	2	都城市	200	KL/日	R2	R4	2,088,314				78,704	653,115	1,356,495	0	1,651,530				76,872	602,660	971,998	0			
○浄化槽に関する事業							1,220,396 1,027,182	146,084	146,084	146,084	196,310	196,310	196,850 196,310	192,674 -	1,181,576 968,952	146,084	146,084	146,084	176,900	176,900	196,850 176,900	192,674 -			
浄化槽設置整備事業	3	都城市	2,435 2,103	基	H29	R5 R4	1,090,658 913,278	127,046	127,046	127,046	177,380	177,380	177,380	177,380 -	1,053,038 856,948	127,046	127,046	127,046	158,570	158,570	177,380 158,570	177,380 -			
		三股町	271 243	基	H29	R5 R4	129,738 113,904	19,038	19,038	19,038	18,930	18,930	19,470 18,930	15,294 -	128,538 112,104	19,038	19,038	19,038	18,330	18,330	19,470 18,330	15,294 -			
○施設整備に関する計画支援事業							141,776			36,693	98,665	6,418	0	0	0	141,776			36,693	98,665	6,418	0	0		
最終処分場整備に係る計画支援事業	1 34	都城市	—	—	H30	R2	119,825			36,693	76,714	6,418	0	0	0	119,825			36,693	76,714	6,418	0	0	0	
汚泥再生処理センター整備に係る計画支援事業	2 32	都城市	—	—	R1	R1	21,951			0	21,951	0	0	0	0	21,951			0	21,951	0	0	0	0	
合 計							6,808,444 7,271,930	146,084	182,777	244,749	546,370 553,124	2,479,056 2,478,383	3,016,734 3,666,833	192,674 0	5,713,259 6,770,706	146,084	182,777	244,749	519,675 525,672	2,141,488 2,408,498	2,285,812 3,262,926	192,674 0			

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業 番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	事業 期間		交付金 必要の 要否	事 業 計 画						備 考
					開 始	終 了		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	広報啓発	パンフレット、ホームページの 充実、啓発イベントの開催	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	12	資源回収等の推進	住民による集団回収等の取組 支援、助成金の継続及び実施 推進	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	13	有料化	処理手数料の適正化を図る	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	14	排出事業者への減量化 指導	事業系ごみの排出事業者に減 量化指導を行う	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	15	排出抑制と再生品等の 購入・調達の促進	Eマーク、グリーンマーク及び再生紙 使用マークの事務用品使用に努 める	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	16	埋立量の削減	分別チェックを強化し再資源化 を図る	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	17	環境教育	施設見学、体験学習への参加 推進による環境教育の充実	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	18	生活排水対策	排水対策等の周知徹底	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
処理体制の 構築、変更 に関するも の	21	分別区分の変更	都城市と三股町の 分別区分の統一	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
処理施設の 整備に関す るもの	1	埋立処理施設		都城市	R2	R4	○				事業実施			
	2	有機性廃棄物リサイクル 推進施設整備	汚泥再生処理センターの整備	都城市	R2	R4	○				事業実施			
	3	浄化槽整備		都城市	H29	R4	○	事業実施						
			三股町	H29	R4	○	事業実施							
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	1の計画支援		都城市	H30	R2	○	測量・ 地質調査	生活環境 影響調査	発注支援				
	32	2の計画支援		都城市	R1	R1	○		生活環境 影響調査					
その他	41	不法投棄対策	監視指導の強化、広報活動等による 啓発	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						
	42	災害時の廃棄物処理に関 する事項	災害廃棄物処理計画を踏まえた体制 整備	都城市 三股町	H29	R4		事業実施						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	都城市		
(2) 施設名称	都城市一般廃棄物最終処分場 第3期処分場		
(3) 工期	令和2年度 ～ 令和4 5 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 246,000m ²	埋立面積 21,700m ²	埋立容積 163,000m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和5年度 埋立終了 令和19年度（予定）		
(6) 跡地利用計画	多目的広場（案）		
(7) 地域計画内の役割	不燃物、焼却灰及び沈砂（し尿処理施設及び下水道施設の沈砂地において沈澱した砂などで、その性質が泥状のものを除く。）の埋立処理を行う。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☐ 無 ☒		
(9) 総事業計画額 ※1	3,357,958千円(全体： 千円) 4,014,658千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 2,738,377千円(全体： 千円)		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	都城市
(2) 施設名称	都城市汚泥再生処理センター
(3) 工期	令和2年度 ～ 令和4年度
(4) 施設規模	処理能力 200kl／日
(5) 形式及び処理方式	脱水 + 希釈 + 下水道投入
(6) 地域計画内の役割 ※1	市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水施設の汚泥等を適正処理するとともに、処理過程で発生する汚泥の資源化を行う。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	☒ 有 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	汚泥助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	都城市クリーンセンター（焼却施設）において利用予定

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口 人 面積 m^2
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額 ※2	2,088,314千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 1,651,530千円(全体： 千円)
----------------	---

※1 し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、汚泥再生処理センターを整備する場合は、し尿・浄化槽汚泥と併せて処理する生ごみ等の有機性廃棄物が何であるかを記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	都城市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象地域において、住宅に浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成29年度 ～ 令和45年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)のアのうち下記のいずれかに該当する地域 (イ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域 (カ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 856,848,053,038 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 856,848,053,038 千円 ・ 公的施設・単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	1,881 基 (4,324 人分) 2,178 5,009	793,782,000 円 723,096,000	793,782,000 円 723,096,000	743,622,000 円 723,096,000
6～7人槽	165 基 (379 人分) 191 439	83,130,000 円 79,074,000	83,130,000 円 79,074,000	78,570,000 円 79,074,000
8～10人槽	57 基 (131 人分) 66 152	36,366,000 円 36,168,000	36,366,000 円 36,168,000	34,656,000 円 36,168,000
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	1,328 基	398,400,000 円	132,800,000 円	113,000,000 円
撤去費	1,328 基	119,520,000 円	119,520,000 円	101,700,000 円
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	2,403 基 (4,836 人分) 2,435 5,600	913,278,000 円 1,356,258,000	913,278,000 円 1,090,658,000	856,848,000 円 1,053,038,000

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	三股町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象地域において、住宅に浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成29年度 ～ 令和45年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）アのうち下記のいずれかに該当する地域 （イ）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域 （ロ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 （キ）その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 112,104,128,538 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 112,104,128,538 千円 ・公的施設・単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （人分）	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	213 基（ 480 人分） 236 531	96,756,000 円 78,352,000	96,756,000 円 78,352,000	95,556,000 円 78,352,000
6～7人槽	18 基（ 60 人分） 21 70	9,432,000 円 8,694,000	9,432,000 円 8,694,000	9,132,000 円 8,694,000
8～10人槽	12 基（ 66 人分） 14 77	7,716,000 円 7,672,000	7,716,000 円 7,672,000	7,416,000 円 7,672,000
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	136基	40,800,000円	13,600,000円	12,400,000円
撤去費	238基	21,420,000円	21,420,000円	21,420,000円
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	243 基（ 606 人分） 271 678	113,904,000 円 156,938,000	113,904,000 円 129,738,000	112,104,000 円 128,538,000

計 画 支 援 概 要

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	都城市		
(2) 事業目的	<u>汚泥再生処理</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	都城市汚泥再生処理センター整備に係る生活環境影響調査	都城市汚泥再生処理センター整備に係る発注仕様書作成	
(4) 事業期間	令和元年度	令和元年度	
(5) 事業概要	当該施設の整備に伴い、生活環境影響調査を行う。	当該施設の整備に伴い、発注仕様書の作成、技術審査等を行う。	
(6) 総事業計画額 ※1	6,600千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 6,600千円(全体： 千円)	15,350千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 15,350千円(全体： 千円)	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 宮崎県

(1) 事業主体名	都城市		
(2) 事業目的	<u>一般廃棄物最終処分場施設整備のため</u>		
(3) 事業名称	埋立処理施設建設事業に係る計画支援事業	埋立処理施設建設事業に係る計画支援事業	埋立処理施設建設事業に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(5) 事業概要	測量・地質調査 基本計画・基本設計	生活環境影響調査 実施設計	発注支援

(6) 総事業計画額 ※1	36,693千円(全体： 千円)	76,714千円(全体： 千円)	6,418千円(全体： 千円)
	うち、交付対象事業費	うち、交付対象事業費	うち、交付対象事業費
	36,693千円(全体： 千円)	76,714千円(全体： 千円)	6,418千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。